

秋田市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、農産物売払代金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月2日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の名称および事務所の所在地

名称	事務所の所在地
秋田なまはげ農業協同組合	秋田市千秋矢留町2番40号
彩菜館運営協議会	秋田市泉馬場13番10号
秋田市職員互助会	秋田市山王一丁目1番1号

2 委託した公金事務の種類

農産物売払代金の徴収事務

3 指定公金事務取扱者の指定日

令和8年2月24日

4 指定公金事務取扱者の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで